

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 6 月 27 日

国際芸術祭「あいち」組織委員会
会長 大林 剛郎

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

国際芸術祭「あいち 2025」に係る作品制作補助業務

(2) 調達案件の仕様等

「入札説明書」で示す仕様とする。

(3) 履行期間

契約の日から令和 7 年 9 月 10 日（水）まで

2 入札参加資格

次の（１）～（６）すべての要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

(3) 公告の日から開札の日までの期間において、愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等に係る指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 令和 6・7 年度愛知県入札参加資格者名簿の大分類「03. 役務の提供等」、中分類「03. 映画等製作・広告・催事」のうち、小分類「04. デザイン」に登録されている者であること。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づき更生手続開始の申立てなされていない者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 類似業務の契約実績を有することを証明した者であること。

3 入札手続等

(1) 問合せ先

名古屋市東区東桜 1-13-2 愛知芸術文化センター 6 階
国際芸術祭「あいち」組織委員会事務局（担当：山川、伊達）
（愛知県県民文化局文化部文化芸術課国際芸術祭推進室内）
電 話 052-971-0622
ファクシ 052-971-6115
E-mail triennale@pref.aichi.lg.jp

(2) 入札説明書

令和7年6月27日（金）から7月3日（木）までに、国際芸術祭「あいち」組織委員会公式 Web ページ (<https://aichitriennale.jp/>) の「ニュース」にアクセスし、ダウンロードして入手すること。

(3) 現地説明会

ア 日時 7月4日（金）

イ 場所 愛知県瀬戸市南山口町 234 番地（愛知県陶磁美術館南館）

なお、集合時間等の詳細は、一般競争入札参加資格確認申請受付後に通知する。

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

本件入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書を以下のとおり提出すること。

ア 提出期間

令和7年6月27日（金）から7月3日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

（1）に同じ。

ウ 提出方法

持参または「特定記録」などの配達記録が残る手段による郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

(5) 業務内容に関する質問

質問は、次のとおり文書（様式自由。ただし国際芸術祭「あいち」組織委員会あてとして、代表者名により提出すること。）を電子メールで提出すること。この際、件名は「国際芸術祭「あいち 2025」に係る作品制作補助業務」とすること。

ア 質問受付期間

令和7年6月27日（金）から7月3日（木）午後5時まで（必着）

イ 質問提出先

国際芸術祭「あいち」組織委員会

E-mail triennale@pref.aichi.lg.jp

ウ 質問の回答

回答書は、令和7年7月4日（金）までに、国際芸術祭「あいち」組織委員会公式 Web ページ (<https://aichitriennale.jp/>) において、入札公告を提示しているダウンロードページに、添付資料として掲載する。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 入札及び開札の日時

令和7年7月9日（水）午前10時30分

イ 入札及び開札の場所

愛知芸術文化センター7階 会議室4

（愛知県名古屋市東区東桜1-13-2）

ウ 提出方法

入札は「愛知県建設工事関係入札者心得書」に準じて（「愛知県」を国際芸術祭「あいち」

組織委員会と読み替える）行う。

持参による提出とし、郵送及び電子媒体によるものは受け付けない。

また、様式は本件入札公告を掲示しているダウンロードページに添付資料として掲載するものを用いること。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の7第1項に規定する入札保証金の額は、入札に参加しようとする者の見積金額の100分の5以上の金額とする。

ただし、愛知県財務規則(昭和39年愛知県規則第10号)第152条の3の各号いずれかに該当するときは入札保証金の全部又は一部を免除する。

(3) 契約保証金

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の16第1項に規定する契約保証金の額は、入札に参加しようとする者の見積金額の100分の10以上の金額とする。

ただし、愛知県財務規則第129条の3の各号いずれかに該当するときは契約保証金の全部又は一部を免除する。

(4) 入札の無効

ア 愛知県財務規則第152条(入札の無効)の規定に該当する入札は無効とする。

イ 必要な提出書類がない場合や内容に不備(入札書の提出者名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等)がある場合には、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

愛知県財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、「入札説明書」による。